

指定通所介護・指定介護予防通所介護・みなし指定介護予防・日常生活支援総合事業

デイサービスセンターひだまり苑 重要事項説明書 岐阜県指定事業所番号 2171500180

当事業所はご契約者に対して指定通所介護・指定介護予防通所介護・みなし指定介護予防・日常生活支援総合事業サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

事業所の名称	デイサービスセンターひだまり苑
法人名	医療法人 みらい
法人所在地	岐阜県中津川市茄子川1683-1247
代表者名	蟹江 悅基
電話番号	0573-68-7881

2. 利用事業所

事業所の所在地	岐阜県中津川市千旦林1197-10
管理者	中垣 仁志
電話番号	0573-78-3103
FAX番号	0573-78-3102

3. 事業所の目的と運営方針

目的	通所介護・介護予防通所介護運営規程（事業の目的）第1条参照
運営方針	通所介護・介護予防通所介護運営規程（運営の方針）第2条参照

4. 事業実施地域及び営業時間

実施地域	旧中津川市、旧恵那市全域
営業日	月曜日～日曜日 ただし、12月31日～1月3日までを除く
営業時間	9時10分～16時20分

5. 職員の職種、員数及び職務内容

管理者	1名（兼務）
生活相談員	3名（内1名兼務）
介護職員	7名
看護職員	2名（兼務）
機能訓練指導員	2名（兼務）
認知症介護実践者研修等の修了者	1名

- 1) 管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- 2) 生活相談員は、常に要介護者・要支援者の心身の状況を的確に把握し、日常の生活が社会的孤立にいたらぬよう必要な援助をおこなうものとする。
- 3) 介護職員は、常に要介護者・要支援者の心身の状況を的確に把握し、利用者の希望に添って懇切丁寧に介護を行うとともに、その家族に対しサービスの提供方法等について理解しやすいよう説明を行う。
- 4) 看護職員は、医学的管理下のもとに看護を行う。
- 5) 機能訓練指導員は、常に要介護者・要支援者の心身状況を的確に把握し、要介護・要支援状態の軽減、もしくは悪化防止又は、要介護・要支援状態となることの予防を行う。
- 6) 認知症介護実践者研修等の修了者は、認知症高齢者や重度要介護者に在宅生活の継続に資するサービスを提供する。
- 7) 職員の勤務体制 勤務時間 8時15分～17時15分

6. 利用定員 30名

7. サービスの内容と利用料金

「サービスの内容」

- 1) 身体の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を行う。
- 2) 通所介護・介護予防通所介護として、通所介護計画・介護予防サービス計画に基づき、日常生活を営むことができるよう①食事、②入浴、③おむつ交換及び排泄、④アクティビティの催事、⑤送迎サービス等を行う。また、選択サービスとして、通所介護では⑥個別機能訓練、⑦口腔機能向上を行い、介護予防サービスでは⑧運動器機能向上、⑨口腔機能向上を行う。
- 3) 生活相談として、日常生活に関する事項及び福祉制度に関する事項を含む。
 - *①食事はご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
 - *②入浴又は清拭は、原則として毎回、一般浴槽によるほか、機械浴槽による。
 - *③排泄は必要に応じて随時実施する。
 - *④アクティビティ（レクリエーション・集団的創作活動・機能訓練等）の催事は、事業所での生活をより快適にすること並びに精神衛生上の観点から実施する。クラブ活動、地域からのボランティア等も含む。
 - *⑤送迎サービスは、ご利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。
 - *⑥個別機能訓練は、個別機能訓練実施計画に基づき個々の利用者の状態に適切に対応するサービスを実施する。
 - *⑦口腔機能向上は、口腔機能改善管理指導計画に基づき口腔機能の低下している者又はそのおそれのある者に対しサービスを実施する。
 - *⑧運動器機能向上は、介護予防サービス計画において設定された利用者の目標のため支援する。

「サービス利用料金」

厚生大臣が定める基準によるものとし、通所介護事業所・介護予防通所介護事業所が法定代理受領サービスであるときは、利用料の1割又は2割及び食費負担額とする。

事業所は、利用者が自己消費分に相当する特別食、日常生活において、通常必要となるものに係わる費用を徴収するものとする。

利用料の費用明細は、別に定めるところによる。（別紙 1）

8. 緊急（事故発生）時における対応方法

緊急事態が生じたときは、速やかに身元保証人や主治医に連絡すると共に、緊急医療等、事業所の事業範囲を超える処置等を必要とする場合には、協力医療機関への移動収容等の処置を行う。

協力病院 総合病院 中津川市民病院 市立恵那病院

利用者に対する指定通所介護・指定介護予防通所介護の提供により事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。但し、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

9. 非常災害時の対応

災害時の対応	別途定める「通所介護・介護予防通所介護運営規程」の非常災害対策の項に則り、対応を行います。
近隣との協力関係	中津川市役所及び中津川西消防署との間で、非常時の相互の応援を約束しています。
平常時の訓練	別途定める「通所介護・介護予防通所介護運営規程」の非常災害対策の項に則り、年2回火災又は地震を想定した避難訓練を、ご利用の方も参加して頂いて実施します。
防火設備	・自動火災報知器 ・誘導灯 ・ガス漏れ警報機 ・非常灯用電源(バッテリー) ・手動排煙装置
消防計画等	中津川西消防署への届出・・・避難訓練年2回火災又は地震を想定し実施 防火管理者・・・・・・・・中垣仁志

10. 苦情の受付について

当事業所における苦情やご相談は、下記窓口で受付致します。

※ 当事業所

- 窓口担当（管理者） 中垣 仁志
- 電話 0573-78-3103
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日
8：15～17：15

※ 中津川市 市役所

- 介護保険室
- 電話 0573-66-1111
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日
8：30～17：15

※ 恵那市 市役所

- 介護保険係
- 電話 0573-26-2111
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日
8：30～17：15

※ 岐阜県国民健康保険団体連合会

- 介護保険課
- 電話 058-275-9825
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日
9：00～17：00

責任を持って調査、改善させていただきます。

付 則

この規定は、平成12年 4月 1日より施行する。
この規定は、平成13年 6月 20日より施行する。
この規定は、平成13年11月 1日より施行する。
この規定は、平成14年 1月 25日より施行する。
この規定は、平成17年 3月 16日より施行する。
この規定は、平成17年10月 1日より施行する。
この規定は、平成18年 4月 1日より施行する。
この規定は、平成21年 4月 1日より施行する。
この規定は、平成23年 4月 1日より施行する。
この規定は、平成24年 4月 1日より施行する。
この規定は、平成26年 1月 24日より施行する。
この規定は、平成27年 4月 1日より施行する。
この規定は、平成27年 8月 1日より施行する。